

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和 2 年 8 月 31 日に取扱い（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 Sharing Innovations

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

コイウラ pt（ポイント）

○払戻しの申出期間

令和 2 年 9 月 2 日（水曜日）から令和 2 年 11 月 30 日（月曜日）19 時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

サービスアプリ内のお問い合わせから保有者のメールアドレスを記載して送信する方法

○払戻しの方法

振込（振込手数料は発行者負担）、先着順全額払

○払戻しに関する問い合わせ先

〒150-6005

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社 Sharing Innovations PF 事業部

電話番号（03）6456-2452

urala@sharing-innovations.co.jp

株式会社 Sharing Innovations

令和 2 年 9 月 1 日